

「乗鞍スカイラインEVレンタカー実証実験事業」募集要項

1. 乗鞍スカイラインの背景

乗鞍スカイラインは中部山岳国立公園内に位置し、乗鞍岳の豊平（標高2702m）まで雲上ドライブが楽しめる道路として、昭和48年に有料道路として開通した。以来、多くの利用者に乗鞍スカイラインに訪れていただいたが、渋滞の発生によって、道路上でのトイレやゴミの問題など自然環境に与える影響が深刻な問題となった。

そのため、有料道路としての管理終了を迎えた平成15年から、渋滞緩和と自然環境を保護することを目的にマイカー規制が実施され、その結果、乗鞍スカイラインに立ち入ることができるのは、バス、タクシー及び自転車そして、特別な理由により警察の許可を受けた車輛のみとなった。

マイカー規制を行った結果、自然環境の保全の効果は表れている一方、マイカー規制前に40万人前後あった入山者は、規制後大きく減少し、平成28年度は12万人を下回る結果となり、自然環境を保全しながらも地域振興をいかに図っていくのか、両者のバランスをどのようにとっていくかが課題とされている。

そのため、地域の観光関係の方やバス等の運行機関及び行政機関等で組織する乗鞍自動車利用適正化協議会（以下、「適正化協議会」という。）では、自然環境の保全を図りながらも地域振興につなげる方策を検討するためさまざまな取組みを行っており、その一環として平成29年度より「乗鞍スカイラインEVレンタカー実証実験事業（以下、「EVレンタカー事業」という。）」を実施することとした。

2. 事業の目的

乗鞍スカイラインにおいてEVレンタカー事業を実施することにより、乗鞍岳へ訪れる機会（手段）を拡大し、その動向を調査することで、乗鞍岳の利用者減少の原因が乗鞍スカイラインの利用環境とのどのような因果関係があるのか、自ら運転して乗鞍へ訪れることのニーズ、乗鞍岳そのものの魅力の把握、乗鞍岳と周辺エリア（高山市街地含む）の連携の手法、自然観察や体験学習などといった体験・教育との連携の模索を行い、乗鞍岳と一体となった周辺地域の振興策の検討及び将来的な電気自動車の通行のあり方に関する検討を行うことを目的とする。

3. 事業の概要

民間のレンタカー事業者が所有するEVレンタカーの通行を試験的に認め、乗鞍岳の利用環境の快適性、ニーズ、消費動向などに関するアンケート調査やEVレンタカーの走行に伴う乗鞍スカイラインへの影響、EVレンタカーを実施する場合の運営方法や課題等についての調査を行う。

- (1) 期間：平成29年度から平成32年度までの4年間
- (2) 実施内容：

- ①適正化協議会の許可を受けたEVレンタカーによる一般利用者の乗鞍スカイライン走行実験
- ②同事業への参加者及びレンタカー事業者を対象とした、電気自動車のレンタカー限定により乗鞍スカイラインを通行できることに対する感想、乗鞍岳の快適性、乗鞍岳の魅力、ニーズ、消費動向、事業実施の課題などに関するアンケートの実施
- (3) 対象車両：以下の条件に合致する電気自動車（EV）または燃料電池自動車（FCV）とし、総称してEVレンタカーという。
 - ①電気自動車（EV）
バッテリー（蓄電池）に蓄えた電気でモーターを回転させて走行する自動車
 - ②燃料電池自動車（FCV）
燃料電池で、水素と酸素の科学反応によって発電した電気でモーターを回転させて走行する自動車

4. 事業応募資格

- (1) 国土交通大臣が定めるEVレンタカー事業の許可を受けた事業者
- (2) 原則として高山市内にレンタカーの受付窓口を設置できる事業者
- (3) 当該事業の目的、事業概要、実施内容等に賛同し、協力可能な事業者

5. 応募方法

応募を希望する事業者は、別紙応募用紙に必要事項を記入のうえ、提出すること。

- (1) 受付期間 平成29年7月3日（月）～（土、日、祝日を除く）
- (2) 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで
- (3) 提出先 〒506-8555 高山市花岡町2-18
高山市環境政策部環境政策推進課
電話 0577-35-3533
- (4) 提出方法 持参又は郵送（郵送の場合は電話にて届いているか確認を行うこと）

6. 応募から事業開始までの流れ

- ①応募要件等を確認し、応募用紙で申し込み
- ②適正化協議会より参加決定の通知
- ③適正化協議会が、参加が決定した事業者（以下、「運営事業者」という。）がEVレンタカー事業で使用する車両の乗鞍スカイライン通行許可手続きを実施
- ④事業のPRや周知
- ⑤乗鞍スカイライン通行許可手続き完了後、運用開始

7. 車両の手配等

- (1) 運営事業者が調達
- (2) レンタカー利用料金は運営事業者の基準による

8. 受付及び発着場所

EVレンタカーの借り入れや発着場所については原則として高山市内とし、運営事業者が指定する場所とする。

9. レンタカー利用者（以下、「利用者」という）の参加要件

- (1) 運営事業者が指定する借り入れ要件に合致する利用者
- (2) アンケートの記入や情報収集等に協力可能な利用者
- (3) 中部山岳国立公園のルールや各種留意事項等を遵守できる利用者

10. 体験の流れ

- ①受付
- ②事前レクチャー受講
- ③レンタカー利用料金支払い
- ④EVレンタカー乗車
- ⑤乗鞍スカイラインや市内各地を走行（必要に応じて充電）
- ⑥EVレンタカー返却、アンケート提出
- ⑦体験終了

11. その他

- ・乗鞍スカイラインはマイカー規制されており、EVレンタカー事業では通行許可を受けた車両を使用する関係上、運転手の氏名、住所、免許書番号等、適正化協議会が求める情報について報告すること（適正化協議会より警察へ報告）。
- ・荒天、災害などにより乗鞍スカイラインが通行止めとなるなど、乗鞍スカイラインを通行できない場合があるので注意すること。
- ・乗鞍エコライン（長野県側）の通行は出来ないので注意すること。
- ・乗鞍鶴ヶ池駐車場付近は標高2,702mに位置する高山帯であり、気温も低く天候も変わりやすいため、防寒着や雨具、履物等の準備などについて周知すること。
- ・ペットの持ち込みをしないよう注意すること。
- ・豊平駐車場手前でUターンなどをしないよう指導すること。なお駐車場入り口にて乗鞍環境保全税（300円）と駐車料金（1,750円）が必要。

12. 応募先及び問合せ先

乗鞍自動車利用適正化協議会事務局 高山市環境政策推進課

Tel : 0577-35-3533 Fax : 0577-35-3169

Email : kankyouseisaku@city.takayama.lg.jp